

## 事業主の皆さまへ（確定拠出年金(DC)制度改正周知のお願い）

確定拠出年金(DC)制度が本年10月及び2024年12月に改正される予定です。

この改正は当基金に加入する事業所の事業主、加入者の皆さまがDCに加入する際のDC掛金額に係るものであることから、加入者の皆さまへ周知していただきますようご協力をお願いいたします。

### 1. 周知していただく内容

- (1) 当基金は確定給付企業年金(DB)で、事業主が掛金を拠出し当基金が運用することにより、給付額はあらかじめ確定しています。  
一方、確定拠出年金(DC)は、掛金と加入者自身が運用する収益の合計額で給付額が決まります。掛金の拠出方法により、事業主が拠出する企業型DCと加入者自身が拠出するiDeCo(イデコ、個人型DC)の2種類があります。
- (2) 確定給付企業年金(DB)の加入者が加入することができるiDeCo掛金の拠出限度額(上限)は、現在、一律で月額12,000円ですが、2024年12月以降は拠出限度額の総額である55,000円からDB掛金相当額※を控除した額(上限20,000円)になります。その他、改正内容は「別紙」をご覧ください。  
※ DB掛金相当額は、当基金が標準掛金率ごとに計算し、該当事業主全員に適用します。
- (3) 当基金は確定給付企業年金基金(DB)で、DC制度改正による掛金の変更はありません。

### 2. 当基金の加入者の皆さまへの周知方法

- (1) 周知時期  
企業型DC加入者の改正がある2022(令和4)年10月までにはお願いします。  
なお、DBのみ加入者の改正は2024(令和6)年12月です。
- (2) 周知方法(例)
  - ① 別紙を回覧又はPDFファイルを社内ネットワークに掲載  
(注) PDFファイルは事務連絡用メールアドレスあてに送付します。また同メールアドレスを未登録の事業所さまでPDFファイルをご希望の場合は、当基金までご連絡ください。
  - ② 当基金ホームページの基金からのお知らせに「事業主の皆さまへ(確定拠出年金(DC)制度改正周知のお願い)」が掲載されている旨を周知

(参考) <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

#### 問い合わせ先

- 当基金のDB掛金相当額に関しては  
出版企業年金基金 TEL 03-5259-9111
- 確定拠出年金(企業型DC、iDeCo)に関しては、運営管理機関  
又は国民年金基金連合会へお問い合わせください。

## 確定拠出年金(DC)の制度改革について(お知らせ)

確定拠出年金(DC)制度が本年10月及び2024年12月に改正される予定です。

この改正は当基金に加入する事業所の事業主、加入者の皆さまがDCに加入する際のDC掛金額に係るものであることから、今回、事業主と加入者の皆さまへお知らせいたします。

当基金は確定給付企業年金(DB)で、事業主が掛金を拠出し当基金が運用することにより、給付額はあらかじめ確定しています。

一方、確定拠出年金(DC)は、掛金と加入者自身が運用する収益の合計額で給付額が決まります。掛金の拠出方法により、事業主が拠出する企業型DCと加入者自身が拠出するiDeCo(イデオ、個人型DC)の2種類があります。

## 当基金の加入者の皆さまへ

皆さまがiDeCoへの加入やiDeCo掛金額を検討する際に確認してください。

## ○iDeCo掛金の拠出限度額(上限)の改正内容

加入する制度	現行	2022年10月～	2024年12月～
DBのみ(※1)	月額12,000円		月額20,000円 【55,000円-DB掛金相当額※3】
DB+企業型DC(※1)	月額12,000円(※2)	月額12,000円 【27,500円-企業型DC掛金額】	月額20,000円 【55,000円-(DB掛金相当額※3+企業型DC掛金額)】

## ○当基金(DB)と企業型DC加入者のiDeCoへの加入要件緩和の改正内容

現行	2022年10月～
DBと企業型DCに同時に加入している方がiDeCoに加入できるのは、企業型DC規約に定めがあり、事業主掛金の上限を月額27,500円から15,500円に引き下げた場合のみ。	企業型DC規約に定めることなく、また、事業主掛金を引き下げることなく、27,500円から企業型DCの事業主掛金額を控除した範囲内でiDeCoに加入可能。ただし、企業型DC掛金とiDeCo掛金が月払いであること、企業型DCでマッチング拠出を行っていないことが必要。

## ○ポイント(留意点)

- ・加入する制度がDBのみの場合のiDeCo掛金の拠出限度額(上限)が、2024年12月から改正されますので、その算出に必要な当基金のDB掛金相当額をお知らせします。
- ・加入する制度がDBと企業型DCの場合のiDeCoの加入要件が、2022年10月から緩和されますので、その場合のiDeCo掛金の拠出限度額(上限)をお知らせします。iDeCo掛金の拠出限度額(上限)は2024年12月から再度改正されますので、その算出に必要な当基金のDB掛金相当額をお知らせします。

※1 「DB」は、当基金を含め複数のDBに加入している場合はすべてのDBです。

※2 企業型DCの規約にiDeCo加入可能の定めがある場合の拠出限度額です。

※3 DB掛金相当額は、それぞれのDBが標準掛金の区分ごとに算定しており、当基金のDB掛金相当額は次頁のとおりです。また複数のDBに加入しているときはすべてのDB掛金相当額を合算します。

## ○あなたの「iDeCo 掛金の拠出限度額(上限)」の算定方法

### ◆当基金 (DB) のみ加入の場合

- ・2024年11月まで 月額12,000円まで
  - ・2024年12月から 月額20,000円まで
- 【算出方法：55,000円 - DB掛金相当額】  
 例：加入者が属する型が1型 (DB掛金相当額4,000円) の場合  
 月額 **20,000円** まで  
 ( 55,000円 - 4,000円 = 51,000円、上限20,000円を超えるため )

### ◆当基金 (DB) 加入+企業型DC加入の場合

- ・2022年09月まで 月額12,000円まで
  - ・2022年10月から 月額12,000円まで
- 【算出方法：27,500円 - 企業型DC掛金額】
- ・2024年12月から 月額20,000円まで
- 【算出方法：55,000円 - (DB掛金相当額 + 企業型DC掛金額)】  
 例：当基金の加入者が属する型が1型 (DB掛金相当額4,000円)、  
 企業型DC掛金額が15,000円の場合  
 月額 **20,000円**まで  
 ( 55,000円 - (4,000円 + 15,000円) = 36,000円、  
 上限20,000円を超えるため )

※DB掛金相当額は下表の額を、企業型DC掛金額は事業所で設定している掛金額をそれぞれ参照して計算してください。

## ■ 当基金の「DB掛金相当額」

加入者が属する型 (標準掛金率)	DB掛金相当額(月額)	加入者が属する型 (標準掛金率)	DB掛金相当額(月額)
1型 (0.9%)	4,000円	11型 (9.9%)	41,000円
2型 (1.8%)	7,000円	12型 (10.8%)	45,000円
3型 (2.7%)	11,000円	13型 (11.7%)	49,000円
4型 (3.6%)	15,000円	14型 (12.6%)	52,000円
5型 (4.5%)	19,000円	15型 (13.5%)	56,000円
6型 (5.4%)	22,000円	16型 (14.4%)	60,000円
7型 (6.3%)	26,000円	17型 (15.3%)	64,000円
8型 (7.2%)	30,000円	18型 (16.2%)	67,000円
9型 (8.1%)	34,000円	19型 (17.1%)	71,000円
10型 (9.0%)	37,000円	20型 (18.0%)	75,000円

(注) DB掛金相当額は、加入者が属する型ごとに計算し、該当者全員に一律、適用されます。

あなたの加入者が属する型は、事業所ご担当者または当基金までおたずねください。

## 当基金の加入事業所の事業主の皆さまへ

### ○企業型DCの事業主掛金の拠出限度額の改正内容

加入する制度	現行	2022年10月～	2024年12月～
DB+企業型DC (※1)	月額27,500円 月額15,500円(※2)	月額27,500円	【月額55,000円-DB掛金相当額※3】

### ○ポイント(留意点)

- ・企業型DCの事業主の皆さまには、次の点をご留意ください。
  - ①2022年10月から企業型DCの加入者のiDeCoへの加入要件が緩和されると同時にiDeCo掛金の上限の算定方法が変わります。(前記、「当基金の加入者の皆さまへ」をご覧ください。)
  - ②2024年12月から企業型DC掛金の拠出限度額(上限)が改正され、55,000円からDB掛金相当額※3を控除した額が変わります。当基金のDB掛金相当額は、上表のとおりです。

# DC掛金の拠出限度額(上限)改正の概要

D B : 確定給付企業年金  
 D C : 確定拠出年金  
 iDeCo : 個人型確定拠出年金

(金額は月額)

